

やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託 企画提案公募実施要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

1 趣旨

本県は、このたび、山梨の福祉に新たな価値を加えるという意味を込めた「やまふくプラス」という共通コンセプトの下、これを進める以下の3つの共通方針に基づき、これまでの施策の再編・統合を行い、一体的に障害福祉施策を展開することとした。

やまふく＋パートナー：支援から共創へと進化する持続的な関係性モデルを構築する。
福祉施設・企業・自治体等がネットワークとして連携する。

やまふく＋デザイン：従来の福祉的イメージを刷新する。
魅力ある商品やパッケージを創出する。

やまふく＋ストーリー：人や仕事の背景を社会に発信し、共感の入口を創出する。
商品や施設紹介を感情に届くストーリーテリングで再構成する。

本事業は、上記コンセプト・方針の下で施策を展開していくにあたり、主に次の業務を委託するものである。

- ①障害者就労施設の活動や魅力を身近に感じてもらうための情報発信や施設の基本情報及び取扱商品等に関する情報提供を行うポータルサイトの構築
- ②施設で働く職員や利用者が担っている仕事や思いの背景を掘り下げ、魅力を広く伝えるためのストーリー性を持たせた記事及び動画の制作
- ③障害特性への理解を深め、合理的配慮について分かりやすく学ぶことができるショート動画の制作

本事業の遂行には、高度・専門的な知識や経験、企画力が求められることに加え、その構築方法も事業者によって様々であるため、公募型プロポーザル方式にて実施し、企画提案を求めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別添「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料上限額

11,406,620円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 企画提案の参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から企画提案審査の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ）の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務

を遂行しないこととされている取締役

- ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
 - iv. 組合の理事
 - v. その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 国、地方公共団体のいずれかから、過去にWebサイト構築もしくは動画作成業務を受託した実績を有する者であること。

4 企画提案に係る日程

企画提案公募公告	令和8年4月24日（金）
質問受付期限	令和8年5月14日（木）午後5時
質問回答期限	令和8年5月20日（水）
企画提案参加資格確認申請書提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時
企画提案参加資格確認結果通知	令和8年5月28日（木）以降
企画提案書提出期限	令和8年6月3日（水）正午
企画提案プレゼンテーション審査（予定）	令和8年6月16日（火）
審査結果通知	令和8年6月17日（水）以降
契約締結、事業着手	令和8年6月22日（月）予定

5 企画提案に係る質問

- (1) 提出期間 令和8年4月24日（金）から5月14日（木）午後5時まで。
- (2) 提出先 山梨県 福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援担当
電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとする。件名を「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局（12事務局（問い合わせ先）と同様。以下同じ。）にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問票（様式第7号） ※質問内容を日本語で記載すること。
- (5) 回答方法 令和8年5月20日（水）までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないこと

がある。

6 企画提案参加資格の確認

企画提案への参加を希望する者は、次に掲げる（４）の書類を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 令和8年4月24日（金）から5月22日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館1階
山梨県 福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- (4) 提出書類 以下のア～コを各1部提出すること。
 - ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 会社概要等整理表（様式第2号）
 - ウ 会社概要などを確認可能なパンフレット等
 - エ 誓約書（様式第3号）
 - オ 役員名簿（様式第4号）
 - カ 過去の同種又は類似業務の実績（様式第5号）
 - キ 全ての山梨県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明（県外事業者で、山梨県内に事業所を有しない場合は不要）
 - ク 消費税及び地方消費税に関する納税証明書（未納がない旨の証明）
 - ケ 履歴事項全部証明書（写し可）※書類受付日から3か月以内に発行されたもの
 - コ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式第6号）
- (5) その他 郵送により（４）の提出書類を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内（土曜・日曜日・祝日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- (6) 結果通知 企画提案参加資格確認の結果は、書面にて令和8年5月28日（木）以降に通知する。
なお、企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、上記の通知を受理した日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内に知事宛の書面（様式自由）を事務局に持参又は郵送（提出期間内必着）すること。提出書類を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内（土曜・日曜日・祝日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。理由は、書面にて回答する。

7 企画提案書の提出

次により、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年5月25日（月）から6月3日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（6月3日（水）においては正午）まで。

(2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館1階
山梨県 福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援担当

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。

(4) 提出書類

- ア 企画提案提出票（様式第8号）
- イ 企画書
- ウ 業務スケジュール
- エ 実施体制証明書（様式第10号）
- オ 企画提案評価基準記載点検表（様式第11号）
- カ 見積書

(5) 提案数 1者1件のみとする。

(6) 提出部数 9部（A4判） 正本1部、副本8部

(7) 提出の内容及び留意点

企画提案書は、「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託
企画提案書作成要領」に基づき、書面で作成すること。

(8) その他

- ア 郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（土曜・日曜日・祝日を除く）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- イ 提出期限後における企画提案書の再提出、差し替えは一切認めない。

8 審査、選定方法

(1) 審査

企画提案審査は、やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。プレゼンテーションは企画提案書の内容を20分以内で審査委員に説明し、その後、審査委員から質疑応答を行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料の提出は認めないが、モニターにサイトのデモ画面等を表示し、説明することは差し支えない（画面表示用のモニターは事務局にて用意する。）

(3) 選定方法

審査委員会は、別紙「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務
企画提案評価基準」に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い者を本業務の委託先候補者として選定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査委員会において協議の上、順位を決定する。なお、審査項目ごとの採点結果の合計が最も高くても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、委託先候補者として選定しないことがある。

また、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

(4) 審査日時・場所

実施日：令和8年6月16日（火）〔予定〕

場 所：山梨県庁防災新館202会議室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

※詳細は、企画提案書提出者宛に別途連絡するものとする。

9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ア 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- エ 企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

(1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

(1) 企画提案参加資格確認申請書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、企画提案不参加表明書（様式第9号）を企画提案書の提出期限までに事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

(4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館1階

山梨県 福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援担当

電話 055-223-1461

電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託
企画提案書作成要領

1 企画提案書の提出

下記(1)～(5)を1セットとし、以下これを企画提案書と呼ぶ。

- (1) 企画書
- (2) 業務スケジュール
- (3) 実施体制証明書(様式第10号)
- (4) 企画提案評価基準記載点検表(様式第11号)
- (5) 見積書

2 企画提案書の提出等

- (1) 応募する提案数は1案に限る。
- (2) 企画提案書の提出部数は正本1部、副本8部とする。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。
 - ・「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務 企画提案実施要領」に記す「企画提案提出票」(様式第8号)及び見積書の正本については、正本のみに付すこと。また、副本については、表紙、提案記述部分、様式のヘッダー及びフッターに提案者名が入らないよう、提案者名を「弊社」「●●●●」等の表現に置き換え、見積書の写しを添付すること。
 - ・正本1部及び副本のうち6部はフラットファイル(A4版)に綴ること。正本についてのみ、提出者名と正本が区別できるよう、表紙面及び背面にラベルを貼付すること。
 - ・副本のうち、フラットファイル綴りを指定された以外の2部は、書類が分散しないよう、各部ごとに2穴組紐綴じとすること。
- (3) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

3 作成にあたっての留意点

- (1) 言語は日本語、通貨は円、単位は日本標準時及び計量法に従うこと。
- (2) 企画提案書の体裁については次のとおりとする。
 - ・提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。)
 - ・1(1)の企画提案書は両面印刷(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする)とし、表紙・目次を除いて40ページ以内(様式自由とし、様式を指定するもの、表紙及び目次はページ数に含めない。)とする。ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。

- ・表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号をふること。

4 企画提案書の内容

- (1) 企画提案書の作成にあたっては、「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を熟読した上で提案を行うこと。
- (2) 企画提案書の構成（項目立て等）は問わないが、別紙「やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務 企画提案評価基準」の全ての項目に関する考え方や実施方法を網羅するよう記載すること。仕様を満たすことができない要件がある場合には、代替案・対応案を提案に含めること。なお、企画提案評価基準記載点検表（様式第 11 号）に該当ページ番号を記入し、すべての項目が企画提案書に記載されていることを必ず確認すること。
- (3) 文章を補完するために図表を適宜用いるほか、技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。
- (4) 見積書については次のとおりとする。
 - ア 見積書は「一式」ではなく、可能な限り詳細に内訳を記載すること。
 - イ 見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、企画提案書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。
 - ウ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に内訳を記載すること。

5 問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階
山梨県 福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援担当
電話 055-223-1461
電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

やまふくプラスポータルサイト構築及び関連コンテンツ制作業務
企画提案評価基準

番号	評価対象内容	評価内容	配点
業務遂行能力(計10点)			
1	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を実施する上で必要な業務を確実に実施するとともに、県に過度な負担がかからないよう考慮した事業実施体制が提案されている。 	5
		<ul style="list-style-type: none"> 事業期間終期までに、テスト運用を含め、確実に業務遂行が可能な具体的スケジュールが提案されている。 	
2	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去にウェブサイトを構築した実績が充分にある。 	5
		<ul style="list-style-type: none"> 実績として提示したサイトの主な機能・特徴は本事業への活用が期待できる。 	
企画提案内容(計80点)			
3	システムの全体構成	<ul style="list-style-type: none"> 仕様要件を満たした上で、実現可能な仕組み・機能が提案されている。 ※システム構成図、仕組み・機能等を記載すること。 	5
4	サイト構築	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的を理解し、利用者に寄り添ったサイトコンセプト、ページデザイン(レイアウト等)が提案されている。 	20
		<ul style="list-style-type: none"> 様々なデバイスからアクセスした際にも、ストレスなく分かりやすいサイト構成が提案されている。 	
5	情報更新	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所の情報掲載ページについて、当該事業所の職員が情報を容易に更新できる仕組みが提案されている。 	5
6	記事・動画作成	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的を理解し、動画や記事やどのように作成するか、具体性をもって提案されている。 	15
7	運用管理	<ul style="list-style-type: none"> 職員によるシステム運用管理が容易になるための提案がなされている。 ・ポータルサイトのページ更新 ・FAQの更新 	5
		<ul style="list-style-type: none"> 事業者によるシステム運用保守(障害対応、セキュリティパッチの適用等)が容易に実施可能であり、システム保守費用を低減するための提案がなされている。 	
8	周知活動	<ul style="list-style-type: none"> 本事業が広く、県民、企業等に認知されるための効果的な周知活動の提案がなされている。 	10
9	その他(独自提案など)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の趣旨・目的を理解し、効果を最大化するための独自の提案、創意工夫がなされている。 	20
見積価格(計10点)			
10	事業費	<ul style="list-style-type: none"> 事業費総額として妥当な提案がされている。 ・計算式: 配点 × (1 - 見積額 / 委託料上限額) ※小数点以下四捨五入 	10
計			100